消費生活相談員の佐藤です！

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

消費生活相談員の勝股です！

NO.12

発行：東濃西部広域行政事務組合

お金のトラブル防止のために

契約解除、途中解約などで初めの契約と違う約束となった場合は合意書などの文書を取り交わし、金額、利息の有無、返金・支払の方法、返金・支払期限などお金のことは明確にしておくことが大切です。お金を支払ったときは必ず領収書をもらってください（銀行送金の場合には、送金伝票を保管する）。個人間（相手が事業者でも）で相手から無理やり返金してもらうことはできず、相手が約束通りお金を支払ってくれない場合には裁判所で手続きすることができます。消費生活相談窓口では、手続き方法の情報提供も行っております。

ほんとーに こんな相談ありました

有名な動画サイトで洋画を見ようと再生をクリックしたら「登録ありがとうございます。登録料 99800 円」と表示された。何も登録した覚えがないが支払う必要があるか。記載された連絡先に登録した覚えがないことを話してもいいか。

アドバイス

ワンクリック請求だと思われます。最近ではアダルトサイトだけでなく、人気動画サイトからそのようなサイトに誘導され、トラブルに遭ってしまったという相談が増えています。お金の支払いや、相手方に連絡するのは避け、消費生活相談窓口に相談してください。

新規・継続　9月の相談件数

店舗販売	13
訪問販売	2
電話勧誘販売	4
通信販売	14
多重債務	3
その他	11
問い合せ	1

過払い金の返還請求の時効は最後の取引から１０年です。時効が迫っている相談が多いので、長い間借金をしている人は早めの手続きをおすすめします。